

自己点検表

委託営業所名

受託営業所名

通達該当部分	審査項目	確認方法	訂正可否	○×	契約書等の該当部分 (必須)
2	対面点呼に限られているか。	契約書等	可		
2、10(1)	アルコール検知器に係る業務、点呼の実施記録に係る業務は委託され、受託者の責任となっているか。		可		
3(1)	委託者は、Gマーク営業所であるか、または、申請日前3年以内に「一当の重大事故」又は「点呼の実施違反」をしていないか。	認定書等	不可		
3(2)	受委託点呼の時間帯は、1営業日中16時間以内か。	契約書等	可		
3(3)	委託者における委託先は一に限られているか。	契約書等 許可台帳	可		
3(4)	受委託点呼実施場所は受託営業所又は車庫か。受委託点呼実施場所と委託者の車庫との距離は5km以内か。	契約書等 地図	不可		
3(5)	危険物輸送や特別な許可が必要な運行は除外しているか。	契約書等	可		
4	受託者は、Gマーク営業所であるか。	認定書等	不可		
5(1)(2)	受委託点呼実施者(運行管理者又は補助者)数は次式以上か。 $1 + \{ (\text{受車数} + \text{委車数}) \div 30 \}$ 小数点以下切り捨て		可		
5(4)	受託者から委託者に、受委託点呼実施者の名簿等を提出することとなっているか。		可		
6(1)	運転者は受委託点呼実施者の指導に従い、委託者は受委託点呼実施者の助言を尊重することとなっているか。		可		
6(2)	委託者から受託者に、運転者名簿、運転者台帳写し、健康診断概要・病歴・服用薬に係る書類、点検整備記録簿の写し、緊急連絡体制表が提出されることとなっているか。		可		
6(3)	委託者から受託者に、一定期間前に、点呼を受ける予定の運転者等が分かる書類を提出することとなっているか。		可		
6(4)ア	委託者は、乗務前の点呼を受ける運転者に、当日の運行の計画について指示することとなっているか。		可		
6(4)イウ	乗務前点呼時に、運転者から受委託点呼実施者に対し、前日の勤務状況、当日の運行計画、免許証、車検証、自賠責証を提示、日常点検の結果等を報告することとなっているか。		可		
6(5)	乗務後点呼時に、運転者から受委託点呼実施者に対し、乗務に係る自動車、道路及び運行の状況等について報告することとなっているか。		可		
7(1)(2)(4)	乗務前点呼で、運転者の体調不良等や法令違反を発見したとき、または、乗務後点呼で法令違反を発見したときは、委託者に連絡することとなっているか。	契約書等	可		
7(5)	受託者において受委託点呼が実施できなくなった場合、直ちに委託者に連絡することとなっているか。		可		
8	受委託点呼の実施記録について、記録・保存、写しの提供方法が、通達のとおり記載されているか。		可		
9(1)	双方の運行管理規程に、受委託点呼の方法等について規定することとなっているか。		可		
9(2)	個人情報の厳正な取扱いについて規定されているか。		可		
9(3)	受委託点呼を含めた総点呼回数の1/3以上を委託者の運行管理者が実施することとなっているか。		可		
9(3)	長期間、委託者の運行管理者と対面しない運転者に対し、指導・監督等を適切に行うこととされているか。		可		
9(4)	災害・気象警報が発令等された場合、委託者に連絡することとなっているか。委託者が運行をさせると判断したとき、委託者は安全のための措置を講ずることとなっているか。		可		
9(5)	委託者は受託者を定期的に調査管理することとなっているか。受託者は当該調査等に協力することとなっているか。		可		
10(2)	交通事故の対応は、委託者が行うこととなっているか。		可		
11(1)	受委託点呼の終了の要件が通達どおり規定されているか。		可		
12	受委託の報酬は適切か。		可		
13(4)	受委託点呼実施期間は、3年以内となっているか。		可		

※ 「通達該当部分」の項中の数字は、局長通達(H25.7.30付国自安66号等)の条項を示す。

※ 「確認方法」の項中「契約書等」は、契約書及び管理の実施方法の細目を示す。

※ 「訂正可否」の項は、契約書等が許可要件を満たさない場合に、訂正することが可能か否かを示す。

※ 「契約書等の該当部分」の項は、例えば契約書2条3項であれば「契2Ⅲ」と記載する。

自己点検表

委託営業所名 ○○運送(株) ○○営業所

受託営業所名 △△物流(株) △△営業所

通達該当部分	審査項目	確認方法	訂正可否	○×	契約書等の該当部分 (必須)
2	対面点呼に限られているか。	契約書等	可	○	契1 I
2、 10(1)	アルコール検知器に係る業務、点呼の実施記録に係る業務は委託され、受託者の責任となっているか。		可	○	契1 I, 8 II
3(1)	委託者は、Gマーク営業所であるか、または、申請日前3年以内に「一当の重大事故」又は「点呼の実施違反」をしていないか。	認定書等	不可	○	—
3(2)	受委託点呼の時間帯は、1営業日中16時間以内か。	契約書等	可	○	契1 I
3(3)	委託者における委託先は一に限られているか。	契約書等 許可台帳	可	○	契1 I
3(4)	受委託点呼実施場所は受託営業所又は車庫か。受委託点呼実施場所と委託者の車庫との距離は5km以内か。	契約書等 地図	不可	○	契4 IV, 5 V
3(5)	危険物輸送や特別な許可が必要な運行は除外しているか。	契約書等	可	○	契1 II、細2
4	受託者は、Gマーク営業所であるか。	認定書等	不可	○	—
5 (1)(2)	受委託点呼実施者(運行管理者又は補助者)数は次式以上か。 $1 + \{ (\text{受車数} + \text{委車数}) \div 30 \}$ 小数点以下切り捨て		可	○	契4 I～III 細4 I, 5
5(4)	受託者から委託者に、受委託点呼実施者の名簿等を提出することとなっているか。		可	○	細4 II, III
6(1)	運転者は受委託点呼実施者の指導に従い、委託者は受委託点呼実施者の助言を尊重することとなっているか。		可	○	契7
6(2)	委託者から受託者に、運転者名簿、運転者台帳写し、健康診断概要・病歴・服用薬に係る書類、点検整備記録簿の写し、緊急連絡体制表が提出されることとなっているか。		可	○	契5 III, 6 細9 I～IV
6(3)	委託者から受託者に、一定期間前に、点呼を受ける予定の運転者等が分かる書類を提出することとなっているか。		可	○	細9 V
6(4) ア	委託者は、乗務前の点呼を受ける運転者に、当日の運行の計画について指示することとなっているか。		可	○	細10 I
6(4) イウ	乗務前点呼時に、運転者から受委託点呼実施者に対し、前日の勤務状況、当日の運行計画、免許証、車検証、自賠責証を提示、日常点検の結果等を報告することとなっているか。		可	○	細10 II, III
6(5)	乗務後点呼時に、運転者から受委託点呼実施者に対し、乗務に係る自動車、道路及び運行の状況等について報告することとなっているか。		可	○	細11 I
7 (1)(2) (4)	乗務前点呼で、運転者の体調不良等や法令違反を発見したとき、または、乗務後点呼で法令違反を発見したときは、委託者に連絡することとなっているか。	契約書等	可	○	細7 I, II, V
7(5)	受託者において受委託点呼が実施できなくなった場合、直ちに委託者に連絡することとなっているか。		可	○	細7 VII
8	受委託点呼の実施記録について、記録・保存、写しの提供方法が、通達のとおり記載されているか。		可	○	細10 IV～VI 細11 II～IV
9(1)	双方の運行管理規程に、受委託点呼の方法等について規定することとなっているか。		可	○	細8
9(2)	個人情報の厳正な取扱いについて規定されているか。		可	○	契14
9(3)	受委託点呼を含めた総点呼回数の1/3以上を委託者の運行管理者が実施することとなっているか。		可	○	細12
9(3)	長期間、委託者の運行管理者と対面しない運転者に対し、指導・監督等を適切に行うこととされているか。		可	○	細7 VIII
9(4)	災害・気象警報が発令等された場合、委託者に連絡することとなっているか。委託者が運行をさせると判断したとき、委託者は安全のための措置を講ずることとなっているか。		可	○	細7 VI
9(5)	委託者は受託者を定期的に調査管理することとなっているか。受託者は当該調査等に協力することとなっているか。		可	○	契9
10(2)	交通事故の対応は、委託者が行うこととなっているか。		可	○	契2
11(1)	受委託点呼の終了の要件が通達どおり規定されているか。		可	○	契12
12	受委託の報酬は適切か。		可	○	契3、細3
13(4)	受委託点呼実施期間は、3年以内となっているか。		可	○	契11

※ 「通達該当部分」の項中の数字は、局長通達(H25.7.30付国自安66号等)の条項を示す。

※ 「確認方法」の項中「契約書等」は、契約書及び管理の実施方法の細目を示す。

※ 「訂正可否」の項は、契約書等が許可要件を満たさない場合に、訂正することが可能か否かを示す。

※ 「契約書等の該当部分」の項は、例えば契約書2条3項であれば「契2 III」と記載する。